

糖尿病性腎症等重症化予防事業について [平成 31 年度新規事業]

1 事業の概要

(1) 事業名

糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険・保健事業）

(2) 目的

新宿区国民健康保険加入者で糖尿病治療中の患者のうち重症化するリスクの高い者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。

(3) 対象者

新宿区国民健康保険加入者のうち、特定健診受診の結果、糖尿病性腎症が疑われる者。（HbA1c や尿蛋白等の対象者抽出基準を設ける。ただし、①1型糖尿病の者及びがん等で終末期にある者、②認知機能障害がある者、③糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管理料が算定されている者は対象外とする。）

(4) 事業内容

健診データとレセプトデータにより対象者を抽出し、医療機関（かかりつけ医）と連携しながら、区が委託する業者の専門職により、食事や運動等に関する保健指導を面談等によって行う。

2 事業の進捗状況

(1) 実施スケジュール

令和元年	対象者の通院医療機関に概要説明
5月下旬～7月上旬	対象者に参加案内送付
8月～	保健指導開始（6名）

(2) 保健指導の流れ

